

奈良県公安委員会告示第46号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を対象とするものを除く。以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

平成24年5月8日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

1 実施する検定合格者審査の種別及び級並びに実施期日

(1) 審査の種別及び級

- ア 施設警備業務 1級及び2級
- イ 交通誘導警備業務 1級及び2級
- ウ 貴重品運搬警備業務 1級及び2級

(2) 審査の実施期日

平成24年8月18日（土）午前9時から正午まで

2 実施場所

橿原市葛本町120番地の3

奈良県警察本部交通部運転免許課

3 定員

各5名

4 検定合格者審査の対象者

次の区分に応じ、それぞれに定める者（検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）を対象とする。

(1) 施設警備業務 1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する常駐警備（(2)において「常駐警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 施設警備業務 2級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 交通誘導警備業務 1級

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（(4)において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 交通誘導警備業務 2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 貴重品運搬警備業務 1級

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（(6)において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 貴重品運搬警備業務 2級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

5 検定合格者審査の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定合格者審査の申請手続

検定合格者審査を受けようとする者（本人に限る。以下「審査申請者」という。）は、次により申請を行うこと。

(1) 申請期間

平成24年6月18日（月）から同月25日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（定員になり次第受付を終了する。）

(2) 申請場所

ア 奈良県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署（御所警察庁舎及び十津川警察庁舎を含む。以下同じ。

）の生活安全課（係）

イ 奈良県内の営業所に所属する警備員

所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

ウ 奈良県公安委員会から旧規則第8条の合格証の交付を受けている者（ア及びイに掲げる者を除く。）

奈良県内の警察署の生活安全課（係）

(3) 提出書類

次の書類を審査申請者が(2)の場所に直接持参して申請すること。

なお、申請に当たっては、運転免許証その他の身分を証明する書類（本人の写真が貼り付けられたものに限る。）を提示すること。

ア 審査申請書 1通

イ 奈良県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧規則第8条の合格証の交付を受けている者にあつては、次の書類のうち該当するもの 1通

(ア) 奈良県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(イ) 奈良県内の営業所に所属する警備員にあつては、奈良県内の営業所に所属することを疎明する書面

(ウ) 奈良県内に住所を有する者であつて奈良県内の営業所に所属する警備員にあつては、(ア)又は(イ)に掲げる書面

ウ 写真 1葉

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

エ 旧規則第8条の合格証の写し 1通

7 審査手数料

4,700円（申請のときに奈良県収入証紙で納付すること。）

8 その他

(1) 検定合格者審査の当日は、旧規則第8条の合格証を持参すること。当該合格証を持参しない場合には、原則として検定合格者審査を受けることができない。

(2) 問い合わせ先

ア 奈良県内の警察署生活安全課（係）

イ 奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話番号 0742-23-0110 内線3043